

# 正倉院御物東南院文書紙背仮名消息

伊 東 卓 治

は し が き

正倉院に秘蔵される古文書のなかに、珍しい仮名書きの消息が一紙ある。東南院文書第四櫃第二巻の巻頭、延喜五年因幡國司解案の紙背にある。この資料については、知る人は知っていたが、何分にも正倉院御物であるため人目に触れる機会が殆んどなかつたから、これまで余り世間的には知られていなかつた。私は数年前これを知つた。昭和二十七年三月東大史料編纂所刊行の「大日本古文書 家わけ十八ノ二 東大寺文書之二東南院文書之二」に仮名文断簡として公刊紹介されているのを見たのである。

延喜の頃といえば、仮名書道創成期と考えられている時代であるが、資料不足のため未だに当時の模様を明かにすることはできないでいる。正に待望の資料といわねばならない。私はこの資料に注目した。

しかし大日本古文書には図版の紹介もなく、且つ正倉院御物とあ

の好意には全く感激した。事務所当局としては当り前のことをしたまで、というのであるが、研究者に対する心からなる温情を感じて私は胸を打たれた。それ故、私はこの解説を執筆するに当つて、改めて、奈良正倉院事務所・和田松島両氏に対し、深甚なる謝意を衷心より表させて頂きたいと思うのである。

ここに図版Iとして掲載したものは、その時の写真である。顧みるに、もう既に三、四年を経過している。本稿も三十三年には一応の案もできていたので、発表の予定もあり、三十四年三月刊行の高田修編『醍醐寺五重塔の壁画』第八章の拙稿「初層天井板の落書」にその旨を書いておいた。それが延引遂に今日になった。この間、三十四年秋には、正倉院御物調査に当つた文書班の関係者から、正倉院よりの新発見としての発表が新聞記事となつて報導されたといふことが起つた。そのために、この資料を知つてゐる方々より問い合わせがあつたりして、私は発表のおくれたことにひたすら恐縮しているのである。今回発表にあたつて前稿を翻してみると、疑問の点が続出し、猶解決のできないところ、調査の不十分であつたこと等多くの難点に気付かれるのである。これでは紹介らしい紹介にもならないと、私の心は痛む。それ故私は、後日再び東南院文書の拝観が許されるときを待つて、稿を改めさせて頂きたいとひそかに願つてゐることを書き添えて、中間的報告の発表となつたことの御諒解を得たいと望んでゐるのである。

この仮名文は正倉院中倉に架蔵せられる東南院文書中にある。前掲「大日本古文書」(家わけ十八) 東南院文書之二の細目に、第四櫃第二卷第五八〇号仮名文断簡として、そして第五七二号因幡国司解案の第二紙の裏面にあると細註がほどこされて挙げられているものである。

この第四櫃第二卷は因幡国高庭庄に関する文書を集めた巻物の一本で、内容は六点、正文書二点案文書四点が収められている。原物に当つてみると、これらの文書は或は断爛したり裏書きがあつたり凡そきたないものばかりが集められていて、他の巻物と比較して一寸異様な感じを受けるものであった。当面の文書第五七二号はこの巻頭に収められており、延喜五年十一月二日付の因幡国司解の案文書と推定されるもので、用紙は二紙より成り、第一紙は本文、第二紙は連署列名、この裏は、第一紙は裏白、第二紙は仮名文である。即ち、解文のうつしを作つたとき、料紙の不足を仮名文の反故で補つたものと察せられる。この仮名文が第五八〇号として挙げられているもので、本稿の対象である。

料紙は全長で二尺一寸一分五厘、第一紙は長さ一尺四寸八分、第二紙は六寸三分五厘。紙高は第一紙第二紙の継目のあたり截り断たれて縮まつていて、第一紙は大体九寸七分が継目で九寸五分となり第二紙はこの寸法ではじまり終りは九寸五分五六厘程度になつてい

る。従つて第二紙は少し歪んだ形の小紙片である。猶この料紙の継目裏には花押があり縫印とされている。誰であるかは未詳であるが

このような継目裏の花押が東南院文書中の他の巻にも存在するものがあることは、大日本古文書では紹介している。花押の形には色々

あるが、本巻の花押と似ていて見えるのを第三櫃第二十

六巻第五三六号に紹介しており、それには「〇左ノ表題ハ仁平年

間整理ノ時加ヘラレタルモノニカ、ル、文書ノ紙継目裏ゴトニ花押

(字形をの)アリ、」と説明があるから、本巻についても示唆するものが(せている)あるように思われる。

以上が本資料に関する体裁である。それ故に本資料の紹介はこの表裏に亘る関連に於いて考察されなければならない。先ず平仮名文の内容であるが、扱て読んでみると読めない。見るからに古様の平仮名であり、所謂その字体を多く交えた、平仮名文として古い体制を保つ資料であることは、尤もよろこぶべきものであつたが、判読の意外に困難であることはいたく困惑を感じた。大日本古文書でも解読には閉口していることを付記している。それ故私は、先学諸賢に教えを請うて定稿を得ることに努力したが、遂に読みきることができない。その補正は他日を期するほかないが、ともかく左記の釈文にまとめてみた。

いとめつらし久とは世多末へる

与呂こひを奈ん支こ江散世

いまは无はら当まはねはと  
支曾らみ天那ん<sup>多</sup><sub>ミセケチ</sub>ひとは可

の礼いの六条尔奈んはんへ利  
多まふ□□□尔の世散世多

末へ

(註 5号活字は本来漢字で書かれているもの、9号活字の漢字はその体の仮名。以下これに従う)

以上わずかに七行だが、第三四五六の各行にわたって決定しがたい文字が続出している。読解に当つて、大矢透氏の仮名字体沿革史料はじめ諸家の訓点資料、貞觀九年讃岐国司解藤原有年の申文、定家臨貫之筆土左日記、承平八年清涼寺釈迦如来像胎内文書、天暦五年醍醐寺五重塔落書、集古浪華帖第二の小野道風書状、康保三年頃の石山寺藏虚空藏菩薩念誦次第紙背仮名消息、古筆切では継色紙貫之自家集切秋萩帖、等々を参照して類似の字形を求め文意の疏通をはかった。第一行第二行は問題は残らないよう思うが、第二行の第二字は呂のそう体で、古い頃にこの字体の使用している例が見られる。石山寺藏大智度論の天安二年(八五八)点にも、醍醐の落書や、石山寺の淳祐の仮名にも似た字形がでている。第八十九の三字は、第八は支のそう体でこの例は非常に多い。土左日記にも醍醐の落書、道風の書状にも石山寺の消息にも見えている。第九十の二字は、あたかも「本」のそう体のように見えるが、「こ江」をつづけ書きにしたもの。江の字はそう体である。このヤ行の江は古いところでは大

体このようなそらう体の字形を示している。醍醐の落書では平仮名資料片仮名資料共に使用され、又石山寺の消息に出る。後の古筆資料には頻出する字形である。それ故ここは「きこ江」と読まる。第十一字は散のそらう体で、土左日記はじめ醍醐の落書、石山寺の消息にある。

第三行になると困惑する字形がでてくる。その一つは第四字目である。大日本古文書では「毛」としているが、私は「无」のそらう体かと思う。秋萩帖貫之自家集切にこの字形の例があり「も」と読まる。先にあげた石山寺の大智度論に无のそらう体で似た字形が出ている。これをつづけ書きにすると本資料の字形が得られると思うのである。すると、ここは「もはら」即ち専らとなるが、その次の第七字目がよくわからない。下半分は「多」のそらう体の如きものがあるから「多」ともならうが、然らば上半分はどうなるか。それで私は「当」のそらう体かとしてみた。然し他に例証になるものがないので強弁することはさし控えるほかない。この字が読解を困難にしている根拠は、これは一字なのか二字なのかという根本的なところで議論がわかれてくるのである。二字説をとる者は「と多」或は「曾多」「耳多」のそらう体かとする。又或る者は「世多」として世のそらう体の初割が見えないのである。これに加えて「世多」の上に「散」が書き落されているのかもしれない、すると「もはらさせたまは」とならぬかという。脱字は間々文献にある現象だから或是一案といつていいであろう。或は又「无はら」の「无」を「与」の

そらう体かとして、「よばらせたまは」という一説もある。よばうという言葉があるから意味は通るが、「与」のそらう体とする例が見当らないのが、世の初割の見えないのと共にこの一説にも欠点がある。何れにしてもこの第七字目は問題として残る。

第四行の第二字に又躊躇した。この字形は、貫之自家集切にある「字」のそらう体、道風書状にある「曾」のそらう体又は「衣」のそらう体等に比較される。すると「うらみ」「そらみ」「えらみ」となる。これに「とき」をつづけると「ときうらみ」は「説き恨み」、「ときそらみ」は「説き空み」、「ときえらみ」は「時押らみ」の意となる。それで私は第二の嘘をついたとなる「ときそらみ」をとることにした。第一の「説き恨み」でも意味は通る。この第四行にはもう一ヶ所むつかしいところがある。それはミセケチの部分である。第八字目は「多」のそらう体らしいが、先に書いた文字と重なって字画が判明しないから先は不明とするほかない。次の第九字目は「ひ」の平仮名である。この文字は焼付で見ると中央部にひとしては一画余分があるが、これは裏打の用紙にある纖維のよりが褐色の斑点となつておおり、それが写真に出たものであるから気にすることはない。次いで、ひの字のした二字を私は、上の点を重点として「ひ」を受けたものとして、「ひと」と読んだ。この字形は後世ならば「ひと」とと読まれる書き振りであるが、「」の第一画がないし、或はその上の「ひ」の終筆にこの第一画を含ませたものとしても少し第二画への脈絡が長過ぎる。すると先に不明とした第八字目を若し假り

に「多」とするところは「たひひと」となる。旅人か。こんなに古い頃に旅人は変だが、源氏物語椎本の巻にはたび人という歌詞が出ていたりするので、一応以上のようにしてみた。これ又未詳とするほかない。この行の最終「可」の下には虫喰いがある。少し余猶が見えるから何か一字あつたかもしれない。私は無いものとした。

第五行は本資料中最もむつかしい行で、解案の筆の墨が裏側から浸み透って第二字第三字は十分見わけることが出来ない。特に第二字がいけない。「礼」のそう体かとしたが不明である。或は「祁」のそう体かとする一説もある。第三字は裏の介の字と重なっているがこれはどうやら「い」の字らしい。以のそう体に近い平仮名らしい。以のそう体は第二画の方が大きい。本資料もこの形式であるが第二画が素直な彎曲をなしているのは既に平仮名字形の成立に近いものであろう。従つて私は「礼い」としたが「礼」が判然としないから結局不詳とするほかない。ところでこの行の終りの部分「はんへ利」と読まる箇所がある。この点は国語学上論議を呼ぶ箇所であつて、或は「はべり」と読まるべきものかもしれない。しかし私は思うに、「ん」の字は本資料では元の原字を離れること遠く、平仮名の「ん」になつてることが特色的であり、又「へ利」と書かれた短いへと利のそう体との連続も亦、石山寺の消息にしろ長徳長保間とされる北山抄紙背仮名消息にも見られ、その後の平安朝仮名消息のしきたり通りである。それ故私は「はんべり」と読んだ。然し一面には「はべり」ではないかという疑問もある。しかし

本資料に出ている他の「ん」「へ」の字例を見ると、一度左下におろした筆をあげて第二画にもつていく行き方に、おのずから角度の有無があつてこの両者の相異が歴然としている。それ故「んへ」を一字としてへの古形の二段構えとするにはここに角度の無いのが考えにくくなる。又その下の「利」の初画の ire 方が大きすぎることとなつて利のそう体とするにも無理がある。利のそう体の初画に一寸ひっかけを作る方式は継色紙にもあるから絶無とはいわないが、継色紙では一寸かけるだけである。だから、私はここは「はんべり」と読まれる方を取つた。

第六行は、第四五六の三字分が不明である。これは裏打の紙の質が厚すぎて字画を見せないからである、しかし強いて想像するならば、第四字には「久」のそうの上部が、第六字には「末」のそうの下部らしいものが見られるから、これらを合わせて或は「久[久]末」かと想像もされる。しかし、これは想像だから、ともかく不明とするほかない。この不明の箇所の次は「爾」の略体「尔」のそう体で第五行第七字目の「尔」と同字である。

以上私は判読困難な箇所を列挙したが、如何に想像を交えたにしても、諸所に不確実なところがあつて、釈文としては甚だ不徹底で意に満たない。従つて文意もとり兼ねるのであるが、一応次の読みにあててみた。

(解説)

「いと珍らしく間はせ給へる喜びをなん聞こ江させ、今はも<sup>(或ハ)</sup>はら<sup>(或ハ)</sup>せ給はねば、説きそらみてなん。旅人はかの例の六条になんはんべり。<sup>?</sup>給ふ<sup>?</sup>重に乗せさせ給へ」

必ずや誤読があると思う。御示教を俟つて訂正を期したい。従つて只今の場合、内容は不明だが、消息文であることだけは明瞭である。文章は消息文の冒頭であろう。料紙も一紙としては短かすぎるから、ともかくも消息文断簡ということになる。しかし、この文献からして、誰が誰にあてて何時頃何処で書いたか、ということになると全く不明である。

女らしいやさしさが見られるから筆者は女性であつたであろうかと推測される。しかし「六条になんはんべりたまふ」とつづけて読むと、「はべりたうぶ」は男性語であつたと国文学者はいっているから（森重敏『はべりたうぶ』について』参）、釈文が決定するまで男とも女とも決め難いものであろうか。若し「くるま」の想像が許されるとすれば、矢張り女性という方が近くなる。又「くるま」が許されれば、場所は都のうちというに近いようである。

正しく使用されている点である。国語学上ア行ヤ行の衣江混同は十世紀中後期であるといわれている。天暦五年（九五一）の醍醐の落書には伝統通りの使用例と混同の使用例とが共に出ていている。しかし康保三年頃（九六六）の石山寺紙背仮名消息にはヤ行の江が、天元四年（九八一）の琴歌譜にもヤ行の延が正しく使用されているから、大体に於いて、天暦前後に混用推移の例が見られ、約半世紀の間に於いて、やがて十一世紀にはア行ヤ行混用となつていったものと概略ながら考案られる。すると本消息は国語学上からして、大体十世紀後半をその下限とする文献であるということになる。以上の二特色からして、本消息は、大凡十世紀後半を下るものではないこと、それ以前の手紙であることが知られる。

更に、国語国文学上より本資料の仮名文を見ると、全文が仮名表記で和語であるなかに、六条の二字だけが漢字であり漢字音で読まれていることが注目される。この六条が仮名表記になつてないのは、条の字音の仮名表記法が未だ固定していなかつたことを示す時期の文献であると理解される。私はこの種の事実については、貫之筆土左日記を見て、そこに散見する漢字使用の特殊性についてかねがね注目していたのである。国語学界ではいうまでもなく研究対象にされている。中田祝夫博士も『日本語の歴史』の中で言及されているし、小林芳規氏も「平安時代の平仮名文の表記様式I」（国語学44）に詳しく述べてある。この六条が漢字であることは正しく土左日記の使用法と合致している。このことは本資料の文献的調査

の一端ともなるものであろう。

しかし又一面に、「はんべり」の表記法が国語学上問題となる。

「はんべり」はもと「はべり」であって、べのb音にそつての促音便でm音の无がはいって発音されたものである。その使用は主として話し言葉であり、その表記が文献で知られているものは、大体院政期以降、即ち十一世紀後半以降とされている。これより前は「はべり」と書かれていた。私の知っている例を挙げると、十世紀三〇年代の土左日記、六〇年代の石山寺の消息、或は十世紀最末年頃の北山抄紙背仮名消息でも、又十一世紀八〇年代の藤原為房妻の仮名消息（青蓮院藏灌頂阿闍梨宣旨官牒等の紙背）でも、何れも「はべり」である。然らば十世紀後半以前の文献となるべき本資料に「はんべり」が出るということはどういうことになるのであるか。或は誤読とすべきか。成程本資料の「はんべり」は「はべり」と読みますれば読みないことはないが、書道の上からすると、他の進んだ平仮名文字やそう体のそれと比較すると、無理の度が強いように思われる。

「はんべり」の自然さに私は心をひかれる。その意味で本資料は逆に根本資料を提供しているともいっていいような気がする。九世紀後半貞觀の頃の智証大師病中言上艸書に書きこまれた仮名交り文に「はべたぶ」の語があり、吉沢博士はこれを「はべたぶ」と読んでいたんだろうと紹介している。即ち「はべりたぶ」のりが音便でn音のンとなつて仮名表記のない現象である。この資料はその当時に於いてそのような話し方があったが、未だその表記がなかつたもの

と理解しているわけである。この現象からすると、はべりをはんべりとする話し方はあつたが表記がなかつた。それが院政期頃から表記されるようになつたと考えられるならば、m音の无が当てられる時、本資料にはんべりと出るのも自然であるといわねばならない。そこで私は訓点資料の側からはんべりの例の御示教を教育大の中田祝夫博士や東洋大の小林芳規氏に願つた。すると両氏から、確実な資料として、永保元年（一〇八一）以後の加点とされる図書寮本名義抄に、陪に「ハムベリ」とあり、声点まで加えられている好例の教えを受けた。そして、これより古いところにはいい例はないが、本資料はこれの早く出たものと考えてもいいものであろうか、という意見であった。そうすると本資料にはんべりとあるから院政期頃の書写に係る文献であると時代を下げなくとも成立しそうである。

## 二

では本資料はいつ書かれたか。

それには、本資料を料紙とする因幡国司解案が延喜五年十一月二日の年記を持つことは、最も注目される手引であろう。

この文書の内容は、東大寺領である筈と東大寺が主張している因幡国高草郡高庭庄の図帳を勘定して、現在の持主である藤原有実の主張とに対する紛争を、何れに裁くべきか太政官に裁断を請うという因幡国司の解文である（図版Ⅱ）。この文書は延喜五年十一月二日付で從七位上行大目阿開臣の取り扱つたものであるが、連署列名は

上下二段に八名が連なっており、権守從五位下源朝臣以下、守從五位下当麻真人春助(署名)、下段には正六位上行權豫紀朝臣河主(署名)が見えている。権守が守より上位者の前の行に書かれている。これは公文書の形式としては異例であるが時にこの例を見るから、特殊な形式といふことになる文書である。この源朝臣は或は王族の出身の方であつた為であろう。

扱てこの連署は、本文とは料紙の異なる第二紙の消息反故裏に書かれており。その筆蹟は本文と同筆だから、本文書製作と同時の書写に係るものであり、後に書き加えて添加されたものではないことがはつきりする。そして又、仮名消息の方を見ると、最終第七行の末への二字は左方の筆端が料紙の截断によつて截りとられて本文の第一紙の右側につがれている。縫印の花押に素れがないから、昔のままの姿と思われる。してみると、これはもともと仮名消息の書かれていた一紙を本文書製作の時に利用したものであつて、後にこの解文の裏に落書したようなものでないことがわかる。これで本文書に於ける料紙の関係が決定される。次いで問題になることは署名である。署名は筆も太く墨付も濃く、一見恰も自署の如く思われるが、その春助河主の書きようを見ると、その線質字形は文書の書と一筆であろうと鑑定されるから、これはまねて書かれた署名であると知られる。

従つて本書は大日本古文書に指定されているように、案文書であり、町寧にうつされた案である。

ところで近頃になつて、大日本史料第一編第三号(大正十四年刊)に収載されているこの文書には「因幡国印ヲ踏ス、額數詳ナラズ」という付記があることを知つた。しかし大日本古文書にはこの付記はない。私は調査の際、文書の端作りのあたりが少し黄色がかつてゐるのに気付いたが、卷首のためのよごれと思い、且つ手引きとした大日本古文書に何等の付記がないので、意にとめて来なかつたのである。大日本史料の付記を知つて私は改めて写真を見なほしてみた。しかし、全面に印の跡は何処にもないが、先に私が一寸氣付いた文書の首端のあたりに、何かもやもやとしたものがあるようにも思われた。國印ありというのはこの所を指すのであらうか。然し印といわれるような字画らしいものを、そのもやもやからまとめて上げることはできなかつた。只今のところでは、印の有無については判然とさせることができないことは、私の調査の至らなかつた為でも、一度調査の後にはつきりした報告を書きたいと思う。しかし、これは一応は考えておかねばならない問題である。

史料編纂所には明治初期小杉楳村等の調査作成した東南院文書のうつしがある。これには印があるなどとは書いてない。ところが後の訂正に朱書で因幡國印があり数は未詳という旨が書き加えられた。大日本史料はこの訂正にそつたものであらう。この大日本史料より後の出版である大日本古文書に印のことの付載がのぞかれているのは、調査の結果による再訂正かと考えられる。ともあれ、この内容が相違するに至つた経緯を聞けば、印の有無に対する答えが得

られるとと思つて、史料編纂所に尋ねてみたが、当の責任者は既に史料編纂所を去つていてその答えを聞くことができなかつた。依つて私は私なりに考えてみた。

凡そ古文書一般の形式からすると、国印ともあれば主要文字には漏れなく捺印される仕来たりである。時代が下るに従つて捺印も疏略になり数も減つて全面に亘るといふこともなくなるが、延喜時代は猶以前からの正式の仕来たりは守られていた時期である。それ故端作りに一行の捺印があるのみで、年記や署名等の印のあるべき部分に印がないということは、常識にもとるものである。従つて本文書に国印一行があるといふのは、尤も異例ということにもなるうがこれではどうも変だというのが歴史家の常識であろう。若し国印があるとしたら、本文書は因幡国司庁で作ったものといふほかない。公文書の製作は、この場合は、因幡国司庁で初め二通がつくられ、一通は太政官に送られ一通は控えとして保存されるという形式をとる。すると、本文書は因幡国司庁から控の文書が東大寺に送られたということになろうか。しかし控の文書を送るということは稀有のことにも歴史家の常識である。すると一般的に考えられるように、太政官庁に送られた正文書から案文書がうつし取られるという常識からすると、この場合本文書は太政官庁を通して東大寺側にはいった案文書であると一応は考えて論を出発すべきものとされる。そうなると、本文書に国印があると考える方が常識からはずれるということにもなるうか。かれこれ考え合わせて、本文書

には国印がないのではないかと私は思うのである。  
以上私は歴史家の常識からして考えられるものを述べたのであるが、しかし本文書が案文書であることには何等変りはない。ではこの案文書はいつ書きうつされたものか。

普通案文書はその時に於いてうつされると考えられている。するところの場合では大凡延喜五年の頃ということになる。すると料紙に使用されている仮名消息も亦その時には書かれていた筈だから、これ又延喜五年頃或はそれ以前の書写かということになる。

しかし、翻つて思うに、案文書というものはその当時にうつされるのが普通であるが、特別の事情があれば又別のことになる可能性がある。それに本文書は庄田の領掌に関する紛争にからまる一文である。この紛争の経緯如何によつては別の事情もてくることが考えられるものである。従つてこの高庭庄の一件が如何なる顛末を持ったか、従つてうつしがつくられるであろうその機会について考えてみる必要がある。

では、この紛争事件はどのような経過をとつたものであるか。これについて私は、高庭庄に関連する文書を東南院文書の中にさがし、その第三権第二十六巻第二十七巻、第四権第一巻第二巻、その他の巻よりも拾い合わせて、約廿点足らずを得た。又、この紛争の顛末については、竹内理三氏著『日本上代寺院經濟史の研究』（昭和九年刊）の中に高庭庄に関する好論が盛られてゐるのを知つた。これらによつてこの紛争を概観すると、因幡国高草郡高庭庄は天平年中聖武

天皇が東大寺に施入されたもので東大寺領であつたが、延暦二十年（八〇二）東大寺三綱等が僧綱の判によつて、この庄田のうち五十五町余を春宮坊大夫藤原繩主に、同じく二十二年（八〇三）には十二町余を藤原藤嗣に沽却した。この売却の際僧綱の許可のみで太政官の裁下を受ける手続をしていなかつた。紛争の遠因はここに発した。庄田を売るこことそれ自身東大寺経済の窮迫が知られるのであるが、更に時移り、東大寺の經營は次第に窮屈になつていった。そこで諸国に於ける庄園の再調査が行われるようになつた。因幡国にも承和五年（八三八）の太政官符により、東大寺々使として俗別当石川真主が差遣され、国司と共に庄田は勘定されたが、もと七十三町余が僅に五町余の定田に減じていてを確認した。そこで東大寺側は繩主藤嗣に売り渡した土地については、さきに僧綱三綱等が太政官に申さずして行われた寺田の売買は正当な手續を履んでいないから、これを認めることはできないという立場をとつて、これらの土地は東大寺に返納すべきものと主張し、その旨を記載した因幡国司解が承和九年（八四二）に送られている。ここに東大寺側の主張を見ることができるが、買主がそれをどう考えるかは別である。その後管理の漏に乗じて、数十年の間に於いて、繩主の買った田は晏子内親王の有に帰し、寛平七年（八九五）には左衛門督藤原有実がこれを買つていた。昌泰三年（九〇〇）東大寺が寺田を勘弁させるや、有実の領掌を知つた。そこで東大寺はこの地の取り戻しを策するに到つたが、或は王臣の家地或は百姓の治田と号して肯んじなかつたので官裁を

請うた。延喜四年（九〇四）官符は因幡国に下され、度々の班度、その坪数を言上せよと告げた。即ち国司は昌泰三年の東大寺牒による郡司の勘文を採録し、延喜五年（九〇五）九月十日坪付注進状を差し出し、つづいて同年十一月二日には、繩主が買得した田地は有実が領掌している事実を告げ、東大寺と有実のこの地に関する両公驗に任せて早に裁断せられんことを請う解文を上つたのである。この解文が本稿で課題としている本文書であり、以上はそれに盛られてゐる文意の解説である。

しかし、解決は見られなかつた。延喜十二年（九一二）智愷が東大寺別当となるや再び問題とされ、東大寺の本公驗に任せて返納るべき状を度々按察家藤原有実に送つた。十三年（九一三）五月一日に至つて、この地は寛平七年晏子内親王家より買い納めたもので、国郡の公驗がある。依つてこの公驗と東大寺の公驗とを本物に即して弁じない限り返納はできないという按察家牒を受けた。そこで東大寺は寺家の公驗を持たしめて重ねて牒を送つて返納を迫つたが、按察家は八月二十九日の返牒に、彼の内親王家は代々の本公驗を副えてわが家に売り寄せたことは分明であるから、返納はできないといふ返事をよこした。そこで智愷は十月三日解文を上つて官裁を請うているのである。その文を見ると按察家は彼此の公驗をあわせて是非を論ずるに正理に任すべきであるのに、みだりに内親王家の公驗があるからといって承引しないのは、理に乖ることである。この公驗こそは寺家不領の隙を伺つて奸輩が売り渡した公驗ではないか、

よろしく聖武天皇施入の公験に任せて寺家に返納されんことを請う  
というのである。

この紛争に関するその後の文書は残されてはいない。従つてその後どのような経過をとったかは不明であるが、天慶三年（九四〇）見當使の符旨による高草郡公文預が勘進した東大寺田坪付には、僅に八町余の記載しかなく、天暦四年（九五〇）には十二町余となつてゐる。これらを見ると、この紛争の庄田は遂に東大寺には帰らなかつたことが知られる。

以上によつて顛末の大体は知ることができる。奈良時代に隆えた東大寺も、平安時代になると、藤原氏等権門の坦頭に伴なつて、その庄田も漸く浸され取られ、寺の經營もつまり衰微にむかつていつた当時の世相の一端が伺えるものとして頗る興味をひく一事件である。困窮の東大寺にとつては庄田の回復こそは必死の挽回策であつたのであるが、さしもの東大寺も、最早藤原氏の前には無力となつてゐたのである。本件も長い歳月を費してねばつたが、結局延喜十三年の按察家牒の方が大いに物をいっているように見受けられるのである。

これらの経過を顧みると、東大寺側は、手続の不備を口実にして売買の事実を承認せず、古い公験にもとづいて寺田の返還を迫つたのである。その主張は前後一貫して、従つて彼此公験の勘弁に解決の目度がおかれてゐる。それ故、延喜五年の因幡国司解に彼此公験に任せて裁断を請うというのは、その方途が告示されてゐるも

のとして注目される。従つてその後の智愷の奮闘もこの線に集約される。さうしてみると、この因幡国司解は本件の紛争には相当重要な文書と考えられる。それ故、本文書が関連する一件書類としてうつしそなえられるという事情は判明する。従つて又、その案文はその当時に於いてうつされる公算は最も大きい。それと同時に、延喜十二三年頃の智愷の奮闘期に於いてもうつされる可能性も大きい。すると、この案文の書写時期は、延喜五年頃か、乃至は延喜十二三年頃までの間か、という推測が成りたつ。

しかし、この想定は、この紛争も延喜十三年には一応顛末がついたと見ての場合であつて、八月の按察家牒の後にも、東大寺は十月に猶も解文を太政官に上るほどにねばつてゐるところよりすると、簡単に引つこんでいたとも考えられない。もともと東大寺は寺田を売却しておきながら古証文を出して返納を迫るという、いわば横車を押している感がある。それも長い年月をかけてしつつこく押しつづけているのである。だから遮二無二横車を押すという見解に立てば、延喜十三年の後に於いても、何か機会があれば、又々紛争を起そうとしたかもしれない。天慶三年或は天暦四年の坪付の際の如きは、記憶を新にして一件書類の整備をはかるということもあるかも知れない。勿論かかる推定は、事件の性質からの推理であるが、しかし、これには又別の理由がある。それは、本案文書を書道的に見ると、その線質線力の点からすると延喜の時とは考えられない、精々がところ延長の頃（九二三—九三〇）で、それ以降

か、という辛辣な批判を下す人も存在するからである。古文書筆蹟

の時代鑑定に長じている京大教授の赤松俊秀氏もその一人である。

又、延喜末年から天慶初年頃までの間（九一〇代—九四〇頃）かと見られぬこともない、という意見を述べたのは史料編纂所の竹内理三氏である。即ち本案文書についての書道的検討の如何によつては、この書写時期は大いに動搖する。これらの事情を考慮にいれると、本案文書がうつされるであろう機会を考える上に、延喜以降のいつかの時期も推理線上に浮かんでくるのである。

従つて、この本案文書は文書としての面よりすると、延喜五年解文が上られたその頃にうつされたとする最も普通の考え方が先ず第一に採り上げられるが、次いで紛争事情からすると、智愷が努力した延喜十二三年の頃、或はそれまでの間、尚推理を延長するならば、延喜より以降天慶とか天暦といつかを決定することは出来ないが、延喜より以降の或時かとする想像説もでてくる。結論的にいうならば、この紛争事件はいつ頃東大寺側が断念したかで本案文の下限はきまるのであるが、現存文書よりしてそれを決めることができないのが難点である。

そして、字形は細身の内懷のせまい形式で、筆法は筆に肉をもたせぬ骨書きの時期に属することを示している。書き上げられた書形からすると一字々々頗る不安定のただずまいで勝手な方向にはね返り、一言にして書形整わざといわねばならない。且つスケールは狭少である。しかしへねる筆には時に鋭いものを見せて、整わないながらもきりとした見どころもある。

従つて、本案文書の書写時期は、文書の文面或は紛争事情によるよりも、寧しろ本案文書の書についての書道史的検討にまつほかないということになる。

では、本案文書は書道的に如何に見られるか。

先ず用字であるが、筆写体の文字を交えていることは注目される。例えば、一行目国解・二行目庭・四行目偶・五行目牒為供・六行目所発・七行目靈本・八行目使・九行目数称或号強致・十行目宰・十一行目誤・十二行目協度・十三行目承・十四行目旨案・十六行目開・十七行目繩・十八行目督・十九行目斷・二十行目謹・二十一行目從・二十二行目権、等々の文字に見られ、大体延喜時代の特色をそなえているよう見られる。誤字と思われるものは、五行目の聖武天皇の勝宝感神聖武皇帝のうち神武に画の誤りが見られる。しかし、興福寺本日本靈異記に代とあるべきところに伐とあるのを見ると、武にたすきをかける誤った方式も、或は時にはあつた慣行かも知れない。神の示篇に禾篇があるのは書き誤りであろう。

これらは何れも延喜時代前後にわたる特徴である。これを延喜の年記のある文書にあわせてみると、例えば延喜二年の阿波戸籍（蜂須賀家蔵）・延喜五年の觀世音寺資財帳（東京芸術大学保管）・延喜八年の周防国戸籍公文（石山寺蔵）（挿図1）等々の骨っぽく肉付き

のない、ボキボキとして規模狭少な字形の体制とはほぼ同様である。従つて本案文の書の形式は延喜時代の特色を持つと考えてい。しかしその線質筆力の点をみると、少しにじみがかった墨付きで、この三例に比べて充実性に開きがあることに気付かれる。この三例の書も書道的には柔れがあつて十分なものとは云えないが、その筆は充実されている。硬さやきつさがある。この意味での硬さやきつさが本文書では薄れていて、他の要素、つまり張りと考えられるものがやさしさに移行しようとしている趣が見える。これはどうしたわけであろうか。このような線質のものを古文書に求めるとき天慶三年（九四〇）の因幡国高草郡公文預東大寺領高庭庄坪付注進状（東南院文書第三櫃第二十六卷第五三六号）（挿図4）記文に見られ、その最も特色を示すものとして天徳四年（九六〇）の太政官牒（東南院文書第三櫃第三十六卷第五五二号）（挿図7）に見られるものである。そしてこれらになると、書形の不安定性はなく極めて整齊となつてている。

以上のように見てくると、延喜より天徳にかけて、筆の硬さやきつさはやさしくおだやかになり、形の不安定性は克服されて安定ある整齊に落着いている。このような一般的の推移が考えられるということになる。これをもう少し拡げて古文書書道史にあててみると、この推移は書道史発展と理解されるものがある。大体延喜書道は、延暦弘仁期（八世紀末）の、書道的筆法の正しさのあるオーソドックスの書風を受けついだ貞觀期（九世紀後葉）が一変しつつあつた傾向の延長にある。貞觀期は概括すると延暦弘仁期と一括していい中国

風の書風の特色を持続しているが、延暦弘仁期の筆線に太細抑揚を交えた堂々たる筆力は、ここでは硬ばつてき、遒勁に畳みこまれた字画は、ここでは字形に整いの柔れが見えてきた。概して書は単純になり、スケールは落ちてくる。傾向に含みの薄い書道への転落を崩しているのである。延喜期（十世紀初葉）はこの傾向の様式を又一段と推し流している。これまでの支那風の書は柔れて規格も一変してしまった。字形はオーソドックス的なものが守りきれなくなり、不安定となる。ボキボキとしてスケールの狭少な貞觀期に比して更に目立つ。これは延暦弘仁頃からの古風に進展性がなくなつたことの証左である。そして新風の未だ樹立されない時期であることを示しているといえる。しかし延喜時代には以上と異なる他の傾向がほの見えていた。それは、延喜十三年の東大寺解（東南院文書第四号）に見られるもので、字形も整う方向に、延喜的勁角も薄らぐ方向に、一体にやや物やわらかな趣きを見せる。この風は延喜十年の越中國官倉納穀交替紀断簡（石山寺蔵）の書風のなだらかになつたもので、この傾向は、延長七年（九二九）の太神宮勘注（大東急記念文庫蔵）（挿図2）の記文に見るおだやかさに進む。つまり、延喜の頃は傾向の変つた一種も出てくる気配を持ち、書道変遷の兆のあらわれる頃に当つてはいるのであろう。これが天慶の頃（十世紀前葉後期）になると一転の兆がはつきりしてくる。書形は整い筆も伸びる。天慶三年の東大寺領高庭庄坪付注進状の本文一行の書風は、字形整齊にして筆は鋭いが和様と我々が呼んでいる柔か味を現出していて、注目される。文書

本文は猶延長期のそれと相類するが、この一行は更に進展されたものとなつてゐるのである。書記の方が一般者よりも書道的に進んでいたのであらう。つまり、延喜期の書形の柔れがこの期に於いては好もしき形態になほされ、硬い勁角のある筆行きにやわらかさが代つて出てくる。いわゆる整つたものになつていく傾向にあることが観取される。延長の頃といえば小野道風の屏風土代等の遺品があるので日本に於ける和様書道の出現として著名な時期であるが、この

道風書道は字形整齊にして豊満艶麗である。この書道界革新の雰囲気は又古文書書道の上にもあつたのであらう、と思わせる例が天慶天曆期のそれであつたのであらうか。延喜時代のギクシャクした硬さが跡をひそめ、一段と書道的に洗練されたものになつてくる。先に挙げた天徳四年（九六〇）の太政官牒はこの手の出来上つた典型で、最早中國書道的なものは捨てられ、和様書道的なものが現われているのである。そして線質は、たをやかさを含めたおだやかさに移つてゐる。天徳の太政官牒はよくその特色を示しており、康保三年（九六六）の藤原公忠解文（石山寺藏虚空藏菩薩念誦次第紙背文書）は正にこの一類である。

以上のように見てみると、延暦弘仁より天徳とは、中國書道的なものから日本書道的なるものへの転進が見られるものであつて、そして延喜期はその中間にあつて上位よりは末勢的であり、下位よりは萌芽的のものが特殊にいり交つた変転の時期であったことが知られる。この錯綜は前者は次第にせばまり衰え、後者はいつの間に

かひろがつていった、という時代好尚の転換を示したであらう。後者は天慶三年の坪付注進状に、はつきりした形でその行きつく姿を現わしているから大体の想像はつくが、前者一派の衰微は捕捉し難い。大凡は後者の姿が決定された頃、或はそれ以降にまでつづいたとしてもさして長くはなかつたであらうと予想されるだけである。漢書楊雄伝の奥書「天曆二年五月廿一日点了藤原良佐」の如きはその末勢の例であらうか。

この推移に照らして本案文書を見ると、書形は前者的の不安定性であるから前者の系脈にはいることは必定である。しかし線質筆力は必ずしもそうとはいえない、後者的の傾向を見せるに近いのである。つまり前者的なるものの衰退期にあるもの、ということになる。ここに本案文書の筆写時期推定の謎が秘められているよう思われる、そしてその時期はいつか、と答えることの困難さもここにあるのである。私はこの答えをはつきりと云い切ることは出来ないが、多少とも示唆に富むものの例を挙げておきたいと思う。その一つは大正十一年興福寺金堂屋根裏から発見されたという興福寺本「日本國現報善惡靈異記一卷」（挿図9）である。この本は靈異記上巻のみで、肝心な奥付がないから何時書かれたかは不明であるが、延喜四年五月十九日午時許写已畢とある底本によつたことがわかる。その書を見ると、その字形筆力等、異体文字の多いはしばしまで、延喜時代の複写本であることが知られる。この書の出来栄えに比べると

本案文書は一段と迫力が落ちる。赤松教授が云う、靈異記は一見し

て延喜時代のうつしと鑑定されるが、本案文書はそうはいかない、もつと下るとの批評には傾聴に値するものがある。も一つの例は天慶四年（九四一）の因幡国牒（東南院文書第四櫃）（第一卷第五七一號）（挿図5）である。この文書は字形は猶不安定であるが筆線の細くたゆたうところなど、先にいう後者の傾向に近づいている。これに比べると本案文書は似た面の多いものであるが、字形はじめ書全体の氣分はより古いものであると感取される。従つてこの二例により、本案文書は靈異記よりは後、因幡国牒よりは前、この間のものということが出来るであろうか。

#### 四

以上私は本仮名消息の書写時期推定のために、たまたま共存している解文案を頼りに補助的利便を得ようとしたが、十分なる線を打ち出すことはできなかつた。従つて今はこの仮名消息そのものを検討して、相互関連をはかつてみたいと思う。

本仮名消息にはどんな特色が見られるか、先ずその觀察からはじめよう。

一見して頗る古様の消息である。そして品格があり、一種の格調があることがその価値であろう。且つ何となくやさしさに見える情趣があり、全体の調子からすると一種のたをやかさに感じさせる。これは本消息は婦人の筆に成るものであろうと思わせるものである。その書き方を見ると、線に打ちこみのない、太い細いの変化を

つけないもので、従つて筆跡はなだらかである。変化をつけない抑揚のない筆跡といつても、単なる筆先きの通った跡といったものではなく、割合に緊張した一種の骨がきである。

では、このような骨書きでどんな字形の文字をどんな書道様式で書いているか、も少しくわしく見ることにする。これは自ら二つの書道上の課題である。一つは用字の問題であり、一つは書方形式の問題である。まず用字のことであるが、仔細に見ていくと、古いそこの体の仮名文字が相つぎ連なつてゐる。「世・多・与(與)・呂・支・江・散・无・曾(或は字か)・那・以・尔(爾)・末」などは、仮名のもとであるその体の古体を示すものである。この消息が一見して如何にも古様を帶びて感じられるのも宜なる哉である。これ程の古体ではないが、平安時代の古筆切には慣用される「久・奈・称(ね)・天・可・利」が古様に用いられている。總体に文字には古様性が見られるのであるが、字形を追つて見ると、中には所謂平仮名文字として定形化されているような字形成立間近と思われるものが交つてゐる。「ら・し・は・る・み・ん・へ」は今一步で現行通用形になろうとしているし、「い・と・め・つ・こ・ひ・を・ま・の・ふ」殊に最終の「へ」などになると、現行形と殆んど一致してゐる。これらを一括してみると、非常に古い文字形と思われるものと常識的にはそれよりは新しいと思わせるものとが交つてゐることがわかる。最も目をひくものは、いとの「と」・よろこひをの「ひを」・那の「ん」・多末への「へ」などは驚くべき進歩したものであ

つて、形式的には新古の同居に普通の常識は一寸揺すられる思いがある。

次に、もう一つの課題、書方形式になると、本消息は連綿体であるという特色ができる。大体五字位はつづけ書きにされていて、しかも無理なく筆にまかせて動いており、それも文字の字画を駆使している連綿体であって、連綿体としても進んだ形式である。

以上の諸点から本消息を觀察してみると、極く初步という時期はもう既に通過した後の段階にあり、しかもそれも可成りに進んだ時期であることが示されているといえる。即ち、訓点用の仮名文字、或は独艸体などとは既に遠く離れた進歩した書道であることがわかる。

では、この書道は初期仮名書道史に於いて如何なる位置に置かるべきものであろうか。しかしこの答えは簡単には得られない。比較校量すべき資料が余りにもすくな過ぎるからである。その故に、初期仮名書道史は今猶まとめることができないでいるのである。従前では、取り出すとすれば、僅に東山御文庫藏の伝宇多法皇宸翰周易抄、藤原定家臨紀貫之自筆土左日記の二葉、更に下るが集古浪華帖第二に於ける小野道風書状の中の仮名位のものしかなかった。周易抄は紙背に寛平九年（八九七）の文書の料紙を使っているから大凡昌泰延喜の頃の書写本と推定され、九〇〇年前後に比定されている。しかしこれは訓点本としての音訓の仮名書きだから仮名文がどうであつたかは想像にまかせるほかない。仮名文となると真蹟は一点も

なかつた。僅に参考として取り出せるものが定家臨土左日記二葉である（挿図10）。土佐日記は貫之が土佐から帰京したのが承平五年二月（九三五）だから、先はその頃の成立であろうが、この底本が貫之筆という故、貫之は天慶九年（九四五）に歿しているから、ともかくも承平天慶のこの十年間の書写本となる。延喜よりは三十年程後のものの例となる。その他ではこれも亦真蹟ではないが、集古浪華帖第二に翻刻されている小野道風の書状（挿図15）である。尺牘に仮名が少し交っている。署名に内蔵權頭とあり、又文中に極老身云々とある。道風が内蔵權頭になつたのは天徳四年九月（九六〇）内裏炎上の後であり、康保三年十二月（九六六）には内蔵頭として七十三歳で歿しているから、書写年次はこの間のものとなる。延喜の初年からすると約六十年の距りがあるが、ともかくこの書状を含めても以上三点しか数えられない。ほかに貫之自家集切とよばれる貫之集断簡の古筆切があるが、貫之自筆という確証もなく、且つ又これは自撰歌集ではなさそうだという萩谷朴君の研究もあり、用字に古体の仮名があることは重要であるが、いつの頃のものとも諸説の定らないものである。従つて初期仮名書道史の年代のつけ石とするには更に研究を積まねばならない。それ故、以上の資料からしては、初期時代を考えるにしても、仮名文字にそう体が主となつているということがわかる程度で、これまで殆んど手も足も出ないというのが実相であった。

しかるに戦後になつて、相次いで二三の貴重なる資料が発表され

たり出現したりして、やや曙光を望むことができるようになった。

その一つは、昭和十五年に発見された石山寺の虚空藏菩薩念誦次第の紙背仮名消息である。この消息は康保三年の年記のある藤原公忠解文と共に一巻にされているので、大体その前後のものと推定される。私は昭和二十七年美術研究一七六号にその研究を発表したが、ここには三種の書道が見られた。これを大別して二種類とすると、その一つは「お保无ふみは云々」の一群に属するもので（挿図16）、字体書風共により古様を帯び更に朴訥なものであった。もう一つは「しはく」と者せ多万ふ云々」「ひとひのお保无可へ利云々」に見られるもので（挿図17）、先のものに比べると、もつと感覚の新しさの見られるもので、前者も連綿を持ったものであるが、それよりも更に連綿の進んだものである。やさしく、すがすがしさが見られる。これを第一種第二種にすると、第一種は定家臨貫之の土佐日記の風に通じ、第二種は康保の頃より後世の風に通ずると見られると私は発表した。この石山寺の消息の出現は書道史に寄与するところ大きかった。その寄与の一つは、第一種消息によつて定家臨貫之自筆土左日記の書について考えをまとめることができた点である。定家は奥に文暦二年五月（一二三五）蓮華王院宝蔵本の貫之自筆本を底本として写したことを書いている。写し終つて後、更に土左日記の最終を二頁に亘つて底本の文字の体をそのように臨写し、それに「為令知其手跡之跡如形写留之云々」とわざわざ書き添えてあるから、定家が貫之筆蹟の正しい見本とされたものであることがわかる。定

家が国文学に於ける学識と深慮を思うと、先ずは信用すべき文献であると私は思う。池田亀鑑博士はこれを是として土佐日記研究の大論考を布いている。然るに吉沢義則博士は異論を唱えた。これは単に定家の鑑定に過ぎない。鎌倉時代の古筆鑑定にも信憑しかねるものが往々にしてみられるから、定家の鑑定を直に信じていいかどうかは問題である、というのである。吉沢博士は吉沢博士としての仮名書道史が用意されており、源氏物語総合の巻に於ける貫之は当時の書道史の名手であったであろうとして、定家臨土左日記のようなものでは到底それに相応しないという考え方によるものである。しかし現実の場合とすると、定家の臨書から底本の書をどのように復原して鑑識するかが先決問題なのであって、定家の臨書が下手だからといって、その原本も亦下手だったとは勿論いえない。吉沢博士の構想による貫之の書風と土佐日記の書風とがちがうから、定家の鑑定も信じ難いというのであるならば、右の復原鑑識が「十分に字体を見定めることは出来ないが、大凡に推察することは出来る」という程度であるからには、独断も甚しいものといわなければならぬ。抑も定家の臨書から復原鑑識がどの程度可能であろうか。天下唯一本に止まり依るべき第二の資料がない時、これは出来ない相談だとすべきに近いのである。未見にして未知なるものを誰が想像し得るであろうか。よし想像したにしてもそれが正しい想像であると誰が保証し得るであろうか。ところが、ここに石山寺より第一種消息が出現した。そしてその書風からして、それに相通ずる

特色のある土左日記の書風を原本にもどして想見することができるようになつた。そしてその想見によつてその筆者の書を類推することができるようになつたのである。私はそれを美術研究に書いた。それ故私は、土左日記は第一種消息に溯ること約三十年程であるがその当時に於いてその古様の書風の実存を確信することができたのである。従つて、この底本が貫之筆という実証は猶未しであるが、一応定家の鑑定に従う理由ができたと思うのである。

次に貴重なる新資料の出現は、醍醐寺五重塔の初層天井板の落書と清涼寺本尊釈迦仏の胎内からでた小紙片である。前者は五重塔の解体修理の際発見され三十一年五月に公開展観されたもので、新に加えられた最近の資料である。この塔は天暦五年（九五一）の創建だから、その書写年次がつかめるところの頗る好都合なものである上に、片仮名平仮名の和歌その他の落書に、漢字の離れ文字もあって、数種に亘る類が見られ、書道史研究には思いの外に貴重である。私はこれについて、美術史二四号（昭和三十二年）並に高田修編『醍醐寺五重塔の壁画』（昭和三十四年刊）第八章に報告を発表してあるからここでは細説はしないが、関連的に必要なものを摘出すると、このうち平仮名で書かれた「□尔あふ支の云々」（挿図12）と今にも消え去るうとして糸文もよくとれない一資料があるが、この書はこまやかなやさしきの見える書風で、石山寺の第二種消息の「しほく」と者せ多萬ふ云々」と一味相通ずるもののが感ぜられるることは興味をひく。この落書は離れ文字で独創的であるが、十五年程の距りをもつて、

石山寺の第二種消息の連綿の進んだ書風の趣致と相通することは注目すべきところであろう。私がさきに美術研究に石山寺消息を書いたときには、資料未出の時であつたから第二種消息の先声の例を示すことができなかつたが、ここに於いてその脈絡をたどるものがあつたことはありがたい。

醍醐の落書の仮名は大体に於いてその体であることは特色的であるが、「比左尔己ぬ云々」（挿図13）「あふ己止の云々」の和歌の用字はこのそう体が主流をなしており、「こ」の己も「と」の止もその他、そう体から現用平仮名字体に移る以前の道程を示すもので特に注目される資料である。しかもそれが独創的に離れ文字であることは看過し難い特色といわねばならない。殊に「比左尔己ぬ云々」はその代表的なものである。当落書より十年程後の道風書状の仮名も殆んどすべてそう体で、普通の平仮名の文字がすくないのと相類しているが、しかし道風の方は連綿が非常に進んでいる。独創か連綿かというこの点は両者の特質として異なるものがあるが、そう体の古様である点等は矢張り同時代的であり、落書の方が更に古様であり、より前段階的であるといえる。この意味で道風の連綿は右の資料よりは一步進んだ仮名書道資料として注目すべき例と見なければならぬ。この観点からすると「あふ己止の云々」の初めの一行はつづけ書きが見られるものとして連綿に近づこうとしているものとなるのであるが次の一行になると全く独草で、本来独創的であることがわかる。しかるに醍醐の落書の中には「散し可は春」（挿図14）

という一行五字の立派な連綿があることは看過し難い一例である。

当時既にこんなにも連綿が進んでいたかを示し、しかもそれが独草体の和歌と並立しているに於いておやである。定家臨土左日記は、石山寺の第一種消息の連綿に比べると、未だ猶連綿の至らないもので独草的なるものを多く残存しているが、しかしその中に「み末し可は」とつづけ書きの部分を見ると、その「し可は」は「散し可は春」の「し可は」とよく似た連綿を示している。これも土左日記と醍醐の落書とそれの時代性に一種の脈絡があることを示す一要素となることは注目される。つまり、醍醐の落書と道風書状土左日記とは初期書道を考える考え方につつのヒントを与えるものとなるであろう。

清涼寺の本尊釈迦仏の胎内から小紙片が発見されたのは二十九年のことで、これ又最近の新出である。これに表二行裏一行の仮名文が書かれていた（挿図11）。

承平八年正月廿四日の

比<sup>つ</sup>しの<sup>フ</sup>の止<sup>キ</sup>仁<sup>ミ</sup>无<sup>モ</sup>

（表）  
（裏）

まる<sup>マ</sup>と<sup>ト</sup>二丸

料紙が断爛して欠字もあり、且つ解読困難な箇所が特に裏側にある。大体誕生の記文であることは知られる。最終の二丸は二番目の子供でその子は男性であるというしるしである。その上の文字はその子の家を示す姓であるのが普通であるが読み出来ない。この日が丁度、この本尊の願主齋然の誕生日に当ることが同じく胎内文書に

よって知られる上に、この小紙片出現の情況が恰も何か結んであつたものが失われた後のような様子に見えたことから、当時調査に關係した人々は、この紙片は裔然の臍の緒に結びつけたものではないか、と推定した。それ故、この小紙片の仮名文は記述通りの承平八年（九三八）のものとされて世間に通用しているし、私も亦そのよう使用してきた。しかしこれは關係事情推定の上からの結論だけであつて、未だ文字や書道の上からは考証されてはいない。私はこの資料の調査報告を依頼されているが未だ発表していないから、ここで簡単にそれに触れておこうと思う。その用字は「の・き・ま・る」は平仮名として出来上っているが「比・つ・し・止・仁・无」は字源の画を残したそうの字形で、すべて訓点本に見られるものであることは注目される。特に「仁」の旁が斜線となつていることは古様の特色で、醍醐の落書の中で片仮名で書かれた「キノフコソ云々」の和歌にあるものと同形である。又「比・无」は落書中の「き見て部は云々」（挿図12）の和歌のものと大差ない。この和歌のそう仮名文字は訓点用文字で寧ろ片仮名資料とでもいふべき特殊なものである。又「止」の字が筆を三回に区切つていることは、それをも少しつづけると醍醐の落書平仮名の和歌「あふ己止の云々」等に見える筆を三度に書いた「と」となる。「き」の字は現用形に近い形だが、これも周易抄や延喜天暦間といわれる岩崎家蔵尚書の訓点と同形のものである。これらを見ると何れも古体が用いられていて時代相想といえるのである。しかも、全然離れ文字に書かれていて、独草体

の好例である。私には訓点用字的傾向にある資料という感が深い。

先に挙げた「き見て部は云々」も大体この傾向のものと考えられる。しかしこの落書は文字はつづけているのがこれと異なるのであるが、一字一字は独立していて、単に字間をつづけただけのことであるが、本質は独草的である。従つてこの両資料の間には一種の脈絡が考えられ、落書の方がより進んだ書道であり、小紙片の書はより前駆的であるということになろう。如何にも古い。それに筆も冴えていて、この冴えにも時代性が認められる。「二丸」に見られる鋭さは、醍醐の落書の離れ文字の「妙井」(挿図6)の鋭さに似る。この暢達した鋭さを年記のある古文書に拾うと、延長七年(九二九)の大神宮勘注(挿図2)の判貳通とか大臣大中臣の奥判の筆の鋭さに似るし、又天慶三年(九四〇)の因幡国高草郡東大寺田坪付勘文(東南院文書)の素直にのびた筆付にも似ている。これを以て見ると、これら四点の資料は延長から天暦にかけて同じ時代性的傾向の系脈にあるものということができる。それ故私はこの承平八年という年記を、それが書かれたであろう事情からして、その当時のものとして差し支えないと思うのである。するとこの資料は貫之土左日記の頃に並立さるべきものとなり、訓点用字的であり完全に独草体の一例が加えられたのである。

以上諸資料を互に関連させることによって、大凡承平の頃までは跡づけることができたが、それより先となると依るべきものがない。遠く半世紀もとんで貞觀九年(八六七)の藤原有年の申文、一寸

下つて円珍筆病中言上艸書の二点のみとなり、他は訓点本の仮名になつてしまふ。有年申文は世間周知の資料だから解説は略すが、仮名文最古の遺品であつて、用字が殆んどそらの体であることに特徴がある。これは漢字の草書から平仮名文字が作成された古い形式を伝えるものとして、そう体仮名書道の貴重なる好例であるばかりかその典型と考えられる。円珍病中言上艸書(園城寺蔵)にはその奥に仮名文二行が添えられている。円珍は貞觀十年(八六八)延暦寺座主となり寛平三年(八九一)に歿しているから、手紙の内容からしてこの間のものと推定され、従つて有年申文よりは少しおくれる資料である。

#### 雲上人は見奈衣參之太布末之久は部太布」奈利昨令座主取消息了

これも殆んど全部がそらの体の古体で(挿図8)、その形体は訓点資料にてくるものと非常によく似ている。書き方は独草的である。

以上二点は九世紀後葉の仮名文資料であつて、何れもそらの古様の文字を独草的に書いていることがわかるが、十世紀になると、とんと資料が出てこない。仮名といえば訓点本を辿るほかないのである。これには先に挙げた昌泰延喜の頃の周易抄が注目される。訓として挿入された仮名は古様のそら体が主であること既に諸家の注目するところであり、訓点として独草的であることも亦同様である。次いで重要な資料は先に触れた興福寺本の日本靈異記である。これも亦訓点学者には注目されている資料であつて、音訓及び釈義

の訓点文字は、この写本が延喜時代写と鑑定されるにふさわしく、まことに延喜的なるものを示しているとして、周易抄と共に重要視される。その字体表を作成してみると、非常によく似ていて、何れもそう体或はそう体に近いもので、片仮名の交ることのすくないものである。そして円珍の仮名と字形雰囲気の相通うものがあることは、これら三點の同時代性的性格を表明しているものといえる。

以上私は新出の仮名資料をも含めて、その特色と関連に言及して初期仮名書道の展望に寄せて。前後約百年に亘る期間のものとして資料がすくなすぎるが、これをほぐして系統的に考えてみると、(一) 有年申文・円珍病中言上艸書・周易抄・日本靈異記・清涼寺胎内文書・醍醐の落書「き見て部は云々」等々、訓点仮名的そ

う体としての古形性

(二) 土左日記・石山寺第一種消息、に見られる素朴なる古様性  
(三) 醍醐の落書「比左尔己ぬ云々」・「あふ己止の云々」・道風書状の仮名、に見られる仮名文字のそう体性と男性的趣致

(四) 醍醐の落書「□尔あふ支の云々」・石山寺第二種消息、に見

られる優美なる情趣性  
と色々にわけて考えられる。(一)は仮名文字が訓点用字的であつて、その体としての古形を保つものを取り上げたもので、時期的に最も古い頃に多く属する。(二)は(一)より時期的には少しさがるものだが、仮名書道としては素朴なる古様が認められ、書風とし

て一系あるものとして取り出した。(三)は(一)(二)と異つて時期的にはおそい方に属するが、殆んどそう体の仮名書道を堅持しているもの。(四)は(三)と同様時期的には下限に属するが(三)が豪宕な男性味のあるのに対して、優美なる情趣が見られるものとして別置したのである。

又、以上の資料より書き方形式としての連綿の体を検討してみると、案外に資料がすくなくて、取り出せるものは、石山寺の仮名消息、醍醐の落書、道風書状の三点しかない。石山寺の仮名消息には大別して二類の連綿体が見られる。その第一類は、さきに第一種消息とした「お保无ふみは云々」等の消息群に見られるもので、つづけ書きは正に連綿体であるが、それを構成している箇々の仮名文字には、字画の主張が残存していて、猶独艸的性格を脱しきつていな連綿体である。その第二類は、第二種の「しはしはと者せ多万ふ云々」並に第三種の「ひとひのお保无可へ利云々」に共通して見られるもので、この連綿は頗る進歩したものであり、連綿の要求に字画の主張は融合して両者一体となつてゐる連綿体である。しかしこの第一類も、後世の十一世紀十二世紀の、連綿のために字画が止揚されてしまった連綿体の、連綿游絲の趣きに比較すれば、まだまだ初段階的であることは知らねばならぬが、ともかくも連綿の体としては一応形式の出来上った形態をなしてゐるのである。もともと書道が或る程度進歩すると、捷書の要求によつて、自然と連綿の書法

が発生発展するのであるから、独艸から連綿へという路線を歩むものである。そして連綿游絲へと進む。従つて独艸的性格を残す第一類は最も初步的なものであり、歴史的概念でいえば、早期的乃至は未発展的な旧様ということになり、第二類はこれに比べると整備の出来た連綿性となり新様となる。この第二類の出来上った連綿が更に発展し爛熟していった姿は、この石山寺の消息以降の経過に見られるというわけである。従つてこの石山寺の資料に第一類第二類が同時に出現しているということは注意しておかねばならぬ事項である。

目を醍醐の落書に転ずると、ここには「散し可は春」という一行五字の立派な連綿に出会う。くるくると流れるが如き円滑な筆行のなかに「は」の字の第一画より第二画への動きには、勁角を見せているところがあるが総体に石山寺第二類の系脈にはいるべきものながら、更に約十五年程以前の資料と考えるにふさわしいのである。道風書状に「世間は可奈支乎承侍る云々」と仮名文のところがある。これ又連綿で、「いとあやしく云々」の下りに至つては可成りに進んだ連綿である。総体にその体の仮名文字が用いられていて猶字画を守つてるので、一種のぎごちなさはあるが、いとあやしくの下りになると立派な連綿となつていて、これを石山寺の消息に比較すると、第二類には及ばないが第一類よりは進歩したものといえる。

以上わずかな例ではあるが、書道の巧拙は抜きにして連綿の性格論よりすると、石山寺の第一類、醍醐の落書並に道風書状、石山寺の

第二類といった系列が見られ、そして天暦より康保に亘る頃のこととなる。そして又、この間は連綿形式の発展しつつあり、或は成立していた時期ということができるよう。しかし、天暦期以前は連綿はどうであつたかとなると、直接の資料を欠くが、示唆に富むものとして定家臨土左日記がある。この仮名文はその古体を主として成り、字画どおりの文字が離れ離れに書かれて独艸的性格の猶強いものであるが、中にはづけ書きもある。その性格からすると、石山寺第一類に属してそれよりも更に初步的であり前駆的であると見られる。それに醍醐の「散し可は春」と脈絡のある「し可は」に就いてさきに指摘したが、この三者の関連を考えると、土左日記の頃は十分なる意味に於いて連綿体の存在を信ずることができる。即ち連綿体については康保より天暦承平と溯り得ることを知るのである。以上の観点からして、書道に於ける書き方形式、即ち独艸的なるものから連綿性への差異によって資料を分類してみると、

### (1) 独艸的系脈

有年申文・円珍病中言上艸書・周易抄・日本靈異記・清涼寺胎内文書・醍醐寺落書のうち平仮名資料「き見て部は云々」及び

### 片仮名資料

### (2) やや連綿的系脈

土左日記・石山寺第一類仮名消息

### (3) すぐれた連綿的系脈

醍醐寺落書「散し可は春」・道風書状・石山寺第二類仮名消息

となる。

以上の二つの分類をあわせてみると、ともかくも追々と進歩のあとが見られ、又進歩したものと未だ十分進歩していないものとが並存していることが知られる。このことは、仮名書道が未だ十分に完成していなかつた未発展期にあることを示すものであろう。事実完成された仮名書道の遺品は十世紀の終り頃から十一世紀にかけて輩出している。従つて、この十世紀前半が完成期に対し前期的であつたことの実証となるものであろう。そしてこの前期的なものについては従前は想像も及ばなかつた時期であるが、近時発見の諸資料によつて驟氣ながら、この間に幾通りかの仮名書道が存在していたことを知つたのである。

ここに東南院の仮名消息が登場したのである。では、この二つの系脈分類にあわせたら如何になるか。さきに本節のはじめに、本消息の特色を三つしるしたが、その古形のさう体の多く交ることは、(一)の古形性に匹敵する。しかし、もつと進化した平仮名文字が交つてゐることを指摘したように、完全にそれに組み入れることはできない。寧ろ(一)にあってそれより逸脱したもので、(二)の素朴なる古様性の一類に進んでゐる。これとても適確にそうとはいえない。一種特別なものというほかない。いうなれば(四)の石山寺第二種消息に近い形式が見られる。又本資料のこまやかにしてやさしさの見える情趣性は、(四)の醍醐の「□尔あふ支の云々」・石

山寺第二種消息に通じてゐる。連綿性に於いては殊にすぐれたものに属し、(3)の石山寺第二類には及ばないが、醍醐の「散し可は春」と道風書状には十分匹敵するものであり、(2)の土左日記や石山寺第一類のいわば行書体の連綿よりは進んでいる。

こうしてみると本消息は石山寺の第二種消息に相通うことが最も近いということになる。異なるところは形式的には石山寺の方が更に進展していく、本消息の方に古様性があるということ、又線質が骨書きで緊張しており、石山寺のやわらかい鋭さの比ではないということである。つまり関係資料群の中では最下位ではないが、時期的には下位に属するものであることが形式の面から知られたのである。

## 五

前節により、東南院のこの仮名消息の連綿体は、形式的には石山寺の第二類に近いものであることを知つた。今これを書道そのものから検討してみると、すぐれた連綿で字画と運筆との統一らしき趣きは相似てはいるが、線質に於いて両者に些か異趣があることが看取される。東南院の消息の線は曲のない細身の骨書きで緊張しているのに、石山寺の消息は第一類にしても第二類にしても共に、線に味いを持たせて或る種のあやが加わつてゐるので、一見して東南院消息の方が一段と簡素であり古調があると観察される。従つて筆写時期は石山寺のそれよりも遡るものと考えられる。線質の本質に於い

挿図2 延長七年大神宮勘注 東京 大東急記念文庫蔵

挿図1 延喜八年周防国戸籍公文 滋賀 石山寺蔵

挿図3 藤原忠文自署丹波国返牒 承平二年 東京 市島謙吉氏蔵

↑挿図6 麗醐寺五重塔落書「妙井」  
京都 麗醐寺藏

↓挿図7 太政官牒 天徳四年(東南  
院文書) 正倉院御物

挿図4 因幡国高草郡東大寺田坪付勘文 天慶三年(東南院文書)  
正倉院御物

挿図9

日本国現報善惡靈異記

奈良 興福寺藏

挿図8

円珍筆病中言上師書  
(部分)

滋賀 園城寺藏

挿図11 清涼寺本尊釈迦如來像胎内納入文書  
一紙 京都 清涼寺藏

挿図12 醍醐時五重塔落書  
(き見て部は云々)  
(□尔あふ支の云々)  
京都 醍醐寺藏

挿図10 藤原定家臨紀貫之筆土左日記

東京 財團法人 前田育徳会蔵

挿図15 小野道風書状（部分）

集古浪華帖第二所収

挿図14 醍醐寺五重塔落書

（散し可は春）

京都 醍醐寺蔵

挿図13 醍醐寺五重塔落書  
(比佐尔已ぬ云々)  
京都 醍醐寺蔵

↑挿図17 虚空藏菩薩念誦次第紙背仮名消息（第二類）  
滋賀 石山寺蔵

挿図16 虚空藏菩薩念誦次第紙背仮名消息（第一類）→

滋賀 石山寺蔵

て差異あるやに感ぜられることはゆるがせにできない。

清涼寺胎内文書とも筆いきに少し異なるものであるが、興味あることは、その承平八年の平の字と東南院消息の六条の六の字を比較すると、平の二画三画の八と六の三画四画の八とがその筆法風貌の形式に相似るものがある。これを使うと、東南院消息はともかくも承平頃のものに比定される可能性は出る。ではこの鉄線的な細太の変化をつけない筆いきに何かよりそする資料はないかと求めてみると、興福寺本日本靈異記の仮名は勁くきりっと充実しているので、これに比定するわけにはいかない。その他となると仮名書道の方には資料不足で一寸見渡せないが、心当りのものが古文書にある。承平二年九月廿三日付藤原忠文自署丹波國返牒（市島謙吉氏藏）（挿図3）に私は注目したい。これは細身の線であたりをつけない細い太いの変化のないもので、はつたりのない簡素な書跡である。この筆いきを仮名書きにしたら東南院の消息のようなものが求められやしないかと想像される。そこで私は東南院の消息の筆写時期を大凡承平の頃のものかと心当たりをつけてみた。私は前節に於いて形式面からの考察により、現存資料から類推して連綿も大体承平の頃まではその存在が実証されると推定した。してみると、今承平の頃のものと想像しても突拍子もないということにはならないであろう。それに因幡国司解案の書写時期推定に於いても、一応は関心を持つべき時期のうちにはいる年次もある。それ故私は書道の実質の面からして先ずは

承平の頃かということを考えてみたいのである。

私は前節で、康保承平の間の種々の資料を取り扱って、独艸連綿の体、しかも夫々に於いて色々の段階があり未熟成熟の、色々の書道がいりまじって存在していたことを知ったのであるが、今この東南院の消息が承平の頃かとなると、最も年次の下る石山寺消息の連綿と共に、すぐれた連綿が首と尾に位して、この中間に醍醐寺の落書のようなより初步的な独艸体が狭在することになる。一体これはどう考えたらいいのであらうか。思うにかかる現象は、連綿も独艸も自らの書法の堅持という建て前からきている結果ではなかろうかと察するほかない。つまり連綿と独艸とが二つの書法として並立し存在していた特殊な時期であつたのではなかろうか、と私は思う。

連綿は書道が或る程度進むと捷書には自然とおくるものであり、独艸よりははるかに便利な書法である。この連綿が発達しているとき独艸が全く影響されないという筈はない。広く十、十一世紀と仮名書道史を見渡してみると、その発達は連綿性の優位に示されており、十世紀後半より連綿体が追々と統一という道程を示すもののように見受けられる。結局十世紀前半は未発展期として考えられる。そして、十世紀前半の中葉頃に既にここに見るようなすぐれた連綿が見られると想定するには、独艸より連綿への自然発生的な発展は、それ以前にあつた筈と推定するほかない。古今集の編纂や物語等国文学的なるものの勃興を思うと九世紀後半頃には仮名書道も便利になつていな筈もなかろうと思われるから、既に初步的ながら

連綿の発生があつたと想像していい。即ちこれを順序にいうと、はじめて独艸的なるものがあり、九世紀後半乃至は十世紀初頭には連綿なるものが起つて、書道が二つになった。これが十世紀に持ち込まれた。しかしその前半には連綿性が独艸性を全面的に追い越すまでにはなつていなかつたものと見えて、ここに両方の遺品が並立した。やがて後半に至つて連綿性の方に向に統一が見られ、独艸体は連綿体に吸収されつつ、十一世紀の連綿への完成になる。このように考えることができるならば、従つて、この十世紀前半は連綿独艸の両立時代であり、変転の胎動期であつたということになる。このよううに考えてくると、先に不思議に見えたものも、畢竟、未発展期の特殊性ということになるであろう。

しかし問題は未だ残る。即ち以上の解説は、現存諸資料をもとにすると、承平の頃から以降は、二つの書法が既に書法として成立し両存していたとみる方が、独艸から連綿へという一方的な一本の道程とのみ見るよりは事実に近いのではないか、という特殊性をいつただけのことと、連綿独艸の二つの書法の根底とその分科の特色について未だ残っている。

一般に仮名の問題として、国文学的なるものの勃興により社会的にもその使用があつたであろうことは無理なく想像される。既に訓点本の中に、延喜の少し前頃から約一世紀の間には、片仮名平仮名を多く交える特殊な一群が存在することが注目される。これなどは仮名文字が社会的に学芸の社会に乗り出してきたことを示すもので

あり、仮名書道の盛況が訓点に於ける反映であつたと考えられる。

地藏十輪經元慶七年点（八八三）・周易抄・日本靈異記、又尚書（岩崎家蔵）や漢書楊雄伝天暦二年点（九四六）、又應和二年（九六二）の文書を紙背に持つ求聞持法（石山寺蔵）、天暦五年（九五一）加点の蘇悉地羯羅經略疏その他の石山寺の諸經に見られる淳祐の加点や守護國界主陀羅尼經（石山寺蔵）等々例に挙げることができるが、これらに使用されている仮名文字を見ると、まことにそなうの体のものが多いことは注目に値する。つまり、これらは当時の学僧学者の使用した文字の形を知るよすがといえるのである。翻つて当期に於ける独艸体の遺例を見ると、何れもその用字は古いそなう体で、右訓点本のものと相通ずる特色が認められる。従つて以上の諸例を一群とするときその基底の文字はそなう体であったといつていい。

そこで、古い仮名文の遺例を求めるに、さきに挙げた貞觀九年（八六七）の藤原有年申文が出る。典型的なそなう体である。漢字の草書より略化しつつ、猶その字源に近いもので、そうといふよりも寧ろ漢字の草書といつた方がいい程の字形も交つていて、そなう体の文の書道としては最も発端的な古式を示している。そして独艸体の書道である。本書は筆にふくらみがあつて墨意豊かで、九世紀前半の空海書道の流れにあるものとして特色づけられる。この有年申文より少し下る円珍筆病中言上艸書に見える仮名文二行も亦独艸そなう体の遺例である。円珍はぼきぼきとした朴訥の書風の人で、字形のひずみなど意に介しなかつたことは、円珍筆蹟資料一般を見ればよく

わかるが、この仮名文資料もその偏僻のはげしいものである。毫毛禿筆を駆使してぶつきら棒に書いている。その字体を見ると訓点用字的なその古体であることは本書の特色である。この訓点用字的であることは有年申文にも示されている特色であるが、本書は更に濃厚で、訓点用字的にかたまっているといつていい。円珍書道は書道史でも注目すべき勁直歪形のもので、空海書道とは既に別趣である。古文書書道に於ける延暦より貞觀というに相類する関連が見られる。従って一般に訓点用字が円珍仮名書道に相通ずるということは、訓点の仮名文字が貞觀書道時代頃に多く登場しはじめたであることを示すものとして、仮名文字の盛況を考察するに示唆するものが多いためである。即ち円珍資料は有年資料よりも訓点用字の字形に略化固定されたそな體であり、古様を伝える書式の例となる。

当期になると清涼寺胎内文書（九三八）が出るが、これ又独艸体で

仮名文字はむしろ訓点用字の特色が濃いことは既に書いたが、円珍等の文字形を相伝えて、古様を伝える書式の例となるものである。

しかし一面この書は延長承平の頃の書道を示すものがあつて、最早貞觀とは異つてきている。有年申文より見るならば更に一段と略化したそな體である。醍醐寺の落書（九五一）はその次の例であるが、「き見て部は云々」の和歌は全く訓点用字的傾向であつて、への横画の終りに及んで少し二段構えにする字形は円珍の仮名と同形であるなど、形式面のつながりは割合濃い。その他「比左尔己ぬ云々」その他の和歌にしても、これらは何れも字源の画を残存するそな體で

あって、「こ」の初画が縦にはいり、「へ」が二段構であるのも、その字源己マ（部）の形を示しているのである。それ故一般的にいつて、醍醐の落書の文字は古い形を踏襲するものであることが知られる。しかし書道的にいふと、有年や円珍に比してぐつと楽になり、略化のあとは遙に進んでいる。しかし、まだまだ現行形の平仮名字形にはなっていない、むしろそれに移る以前の道程にあることを示しているそな體という特色を持つてゐる。

以上約半世紀以上にわたる資料をみると、独艸的に書かれた諸例は、一般的に訓点用語的傾向にあつて、段々と略化の道に上つてはいるが、結局、有年申文や円珍仮名文に見られるような古法の遺鉢をついでいる古い書法であることがわかる。

これに比較すると、連綿体である本消息や石山寺第二類消息は、前者の素朴に対して遙かに瀟洒になつて、先ずは異趣あるものとして特出する必要はある。しかし、その用字を見るとこれ又そな體が多く用いられている。つづけ書きのためその略化の風は更にはげしく便利になつてゐることは、注目すべき特長ではあるが、それは主として外観的にであつて、用字の基底は厳格にいつてそな體であることは忘れるわけにいかない。しかし又一面に、略化の進んだものとして考えられてゐる現行形平仮名字体がここに多く使用されはじつてゐることは殊に特長的であつて、前の独艸性のものと異なるところであり、更に一段と仮名文字並に仮名書道として進展したものであることを示してゐる。これも主体としては略化の道程である

が、ここに別種の書道の存在を示すことになる。

してみると、独艸と連綿の二書法は、同じ基底より出てきて、技法の差異によつて、古体の伝襲と簡易化の相違を示すことになり、

他の世紀のものとは異なる風骨を持つて、同時代的に並存の想定が可能になるのである。従つて又、この二書法の並存は各自の書法に於いて、各自の推移と発展が見られる、ということにもなる。

そこで本論にもどすと、独艸体のものは連綿体のものよりは、そうの古体を多く用いた古法の伝襲を示す性格があり、連綿体は独艸体より出でて所謂平仮名字字体を交えることの多い更に進化した新書法であるが、系統を別にするものであり、従つて、本仮名消息推定出現期の後に於いても猶独艸体の古法が書道的に存続している事實をも了解させるとと思う。そして、この事実を事実たらしめたところの、即ち連綿が独艸を掩うに至らなかつたのは二書法の嚴然たる堅持に外ならない。そしてその根底には、ここに挙げた資料よりすると、連綿が婦人の消息であったこと、独艸が男子の訓点用字的なものであつたことより類推して、当時は猶男性女性の書道がわかつてゐたという特殊性があるのではないか、と思われるのである。

そこで前節にあげた分類を、男女の別にわけて書道発展の考察のもとに分類してみると、

(一) 男性

- (1) 清涼寺胎内文書——醍醐寺落書「き見て部は云々」・「比左爾己ぬ云々」・「あふ己止の云々」

(2) 定家臨貫之土左日記——醍醐寺落書「散し可は春」——小野道風書状

(二) 女性

- (1) 東南院文書仮名消息

- (2) 石山寺第一類——石山寺第二類

となる。男性(1)は独艸性の古法を堅持するもので、段々と簡易化に趁く道に歩んでいるもの、(2)は字体に古法を守りつつそれ自らで連綿への道程を開いていたもの、として類別した。これを当時の書道史展開に於いてみると、貫之の土左日記はこの男性書道が連綿にむかいつつ、未だ十分でなかつたことを示すものであり、連綿性に目覚めたものとしていいであろうか。そして道風書状は漢字書状であるが、その中の仮名には、用字の基底がそう体で連綿が進んでいるところからすると、男性仮名書道に於いて、その独艸連綿の統一という課題を解決しようとした人の筆の跡であるともそれよう。その意味で男性女性書道の統一的機運は道風によつて或る程度達成されてゐたかと考えられる。男性書道が男性書道なりに女性書道的世界にはいつていったという形式となるものであろう。又その意味で醍醐の落書「散し可は春」の連綿はこれに属する。

次に女性書道の連綿体の分類であるが、筆法に骨がきとあやが見られる点よりして、より古き時期とより新しい時期とに区別してみた。しかし(2)も亦蒼古の趣きがあるので、(1)(2)を比較してみても連綿性に極立つた差異は認められず氣分的にも似ているから、時期的

にもそれ程の開きがあるのではなかろう。(1)(2)間に筆使いに差異が見られることはその間に於いて一般書道が変つてきいた反映ででもあるうか。それにしても(1)は可成り進歩した連綿であるから、更にその先声となる連綿資料もあつた筈であると思うが、未だ出現していないのでこの表に挙げることができないのである。

以上、男性女性に別途の書道があつたとすると、宇津保物語に出るかな品目五種が注目される。その一は男にてもあらず女にてもあらずと説明されている「さう」、その二は男手、その三は女手、その四はかたかんな、その五は葦手、であるが、この女手が本稿でいう女性書道の連綿体、「さう」が男性書道の独艸体にあたるものということにならうか。本稿で男性女性の各自の書道並立と考えたものがこの宇津保物語の文献によつてその存在が立論されたようにも思われる。宇津保物語は国文学者によると天暦期かそれ以前を内容とするといつてゐるから、丁度本稿の頃にあたるのである。

以上私は書道そのものから検討して、十世紀前葉殊に天暦期前後の、書道完成からしては未発展期の特殊性を説明した。ここには独艸と連綿の二つの書道が並存し、各自の領域に於いて夫々の進展があつた特殊な事情を見た。従つて東南院消息を承平の頃かと想定するにしても、さして不都合の起らぬことも知れたと思うのである。

しかし、解説を要することは更に残つてゐる。それは所謂平仮名

字体の問題である。即ち、本仮名消息と独艸的その体の書道との差異が、実に更に進んだ平仮名字形の存在にしほられるからである。本消息には、さきに挙げたように「いとめつらはへるこひをんまみのふへ」等沢山の字に出会う。現行形平仮名字体乃至はそれに近いのである。このような字形はその体の略化の極まるもので、常識的には何處となく後世の成立のように思われているが、訓点資料にあたつてみると、実は案外古い頃に成立しているものであつて、全く常識を超えるものがあるのである。本消息の平仮名文字と同じ文字を今少しく古訓点に求めてみると、成実論天長点（八二八）に「こぬ」、西大寺本金光明最勝王經古点には「いこはめ」、高山寺藏弥勒上生經賛平安初期点には「ことはへめ」、地藏十輪經元慶七年（八八三）点には「いとのはへら」が見られる。

総体に古訓点は片仮名資料であるが、それにそら体の仮名文字が多くのまじつてゐることは周知の通りである。右に挙げた平仮名文字は、このそら体の仮名文字の使用と共に使われていて、そら体の簡略な字形となつたものであることがわかる。従つて古訓点に於いても平仮名はそらの古体と並存して成立していたことがわかる。それになつたと思うのは、單なる常識であつて、実は仮名使用の初期に於いて、丁度片仮名の古体が成立していった頃に於いて、現行形平仮名字体も成立の途に上つてゐたのである。それ故、本仮名消息にそら体と一緒に平仮名文字が交つてゐるのも何等矛盾をかもすもの

ではないのである。

従つて当期の資料に当つてみると、周易抄では「はふる」、日本

靈異記では「こはふめらる」、尚書では「いことふらる」、醍醐の落

落書では「つのはひふまら」がある。連綿の方になると俄然多くなる。土左日記（定家臨）では「いつとのはひへみん」、石山寺第一類では「いこつとふみら」第二類では「いこつとのひふへまみんめる」等が見られる。

このように見てくると、他に例のでなかつたのは「を」だけである。訓点では片仮名ヲの源字乎が使用されるのが古いところでは殆んど全部といつていい程であり、仮名書道でもこの乎のそう体である。当期の作例でも、定家の臨した部分の土左日記・醍醐の落書・道風の書状・石山寺第一類第二類、すべて乎のそう体で、をの字は一字も出てこない。辛うじて探しめてたものは、訓点関係では応和二年（九六二）の年記のある紙背文書を持つ求聞持法（石山寺藏）にができるだけである。しかるに、貫之の土佐日記をその文字通りに書きうつしたという為家本の江戸期の再転本である青谿書屋本土佐日記には、乎のそと体と共に、をの字の使用例が数ヶ所に亘つてあることを知つた。それ故その原物は失われたにしろ、をの用例が承平の頃にはあつたことになる。

以上のように諸例にあててみると、本消息にでる平仮名字形はすべて古い頃の成立のものであることが納得がいく。更に連綿書道の特色のよつて来たる所以も想像されることはありがたい。連綿書道

のはじまりは案外に早い頃に溯る得るかとも思われる根拠となる。

## 七

以上私は十世紀前半の仮名書道を展望してその特殊性を考慮にいれると、東南院の位置付けが大凡承平の頃かという心当たりが、それが延喜五年乃至は十二三年頃となると、本消息も亦その頃ということになる。すると十世紀初頭にかくもすぐれた連綿が既に成立していたということになる。さきに連綿も承平よりは以前にあつた筈という推定は得ているから、延喜の頃にあっても差し支えはないのであるが、その初にかくもすぐれた連綿が出ていて、それが六十年を距てた石山寺第二類に匹敵しそうであるとなると、この間連綿書道の発達はまるで停滞していたと同然になるのが何となく納得がいかないのである。それにこの東南院消息は連綿ばかりではない、その書の進み方或は技法とでもいう点に至つては到底極く初步的なものとは思われないのである。「与呂こひ」とか「支こ江散世」とか流れるばかりの格調である。特に第二行目の「奈ん」第四行目の

「那ん」第七行目の「へ」に至つては、もっと後の仮名書道に見られる形のもので、卒爾として出されたら誰が十世紀初頭と鑑定し得るものであろうか。これ程当時は進んでいたのであつたという事実ならばそうと思う外はないが、それならばその後石山寺の消息まで

の六十年にも亘る年次は何としたらよいのであらうか。私は考慮せざるを得ないのである。それ故私は承平天慶天暦と延喜よりも少し時代を下げる時期に筆写年次を求める想像説の方がわかりがいいよう思うのである。仮りに私は承平の頃としたが、延喜五年よりは三十年の後に当るので、石山寺のそれとの距離もせばめられるし、且つ今ここで挙げた第四行目の「那ん」の例は石山寺第二類の「しほく」と者せ云々」にあるし、又第二行目の「奈ん」は定家臨土左日記にある。石山寺第一類では「ん」は丸のそう体が使用されているが、土左日記には「ん」の書形がでているのである。つまり康保承平の頃にはその実例もあるという点で、東南院の本消息が承平の頃かとする推定にはすくなくとも裏付けがあつて実証されるというところになる。

従つて私は承平の頃即ち十世紀前期の中葉頃のものと推定したら如何かと思うのである。まだ猶付延すべき問題はあるが、先はこの度は右の推定に止め東南院文書を再調査の後を待つて、再考させて頂きたいと思う。

筆を擱くに当つて、本稿起草に際して色々と御示教御便宜を頂いた京大の赤松俊秀氏・史料編纂所の高橋隆三氏・斎木一馬氏・桃裕行氏・竹内理三氏・太田晶二郎氏・辻彦三郎氏・東京教育大の中田祝夫氏・東洋大の小林芳規氏、又古筆に関しては田中親美先生・福田喜兵衛氏・春名好重氏・萩谷朴氏その他の方々には衷心より感謝の意を表する次第であります。